

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成18年6月9日京都市条例第3号）（理財局税務部主税課）

地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

(1) 平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の2分の1（25,000円を限度とする。）を総所得金額等から控除する地震保険料控除を設けることとします。

（第27条関係）

(2) 平成19年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については、平成19年1月1日以後の支払に係るもの）の税率を次のとおり改めることとします。（第27条の3、第37条の2及び旧附則第23条関係）

改正前		改正後	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
	パーセント		パーセント
200万円以下の金額	3	一律	6
200万円を超える金額	8		
700万円を超える金額	10		

(3) 変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式を平成18年度をもって廃止することとします。（旧第27条の4関係）

(4) 平成19年度から、次のとおり調整控除を設けることとします。（第27条の6関係）

ア 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）が200万円以下である場合については、所得税との人的控

除額（基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額）の差額の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額につき，その100分の3に相当する金額を所得割の額から控除することとします。

イ 合計課税所得金額が200万円を超える場合については，所得税との人的控除額の差額の合計額から，合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した金額（5万円を下回る場合には，5万円）につき，その100分の3に相当する金額を所得割の額から控除することとします。

(5) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において，平成20年度から，配当割額又は株式等譲渡所得割額に乘じる率を，5分の3（改正前3分の2）に改めることとします。（第27条の6及び法第314条の8関係）

(6) 配当控除において，配当所得の金額に乘じる控除率を，平成19年度から次のとおり改めることとします。（第27条の6関係）

区 分		控 除 率	
		改 正 前	改 正 後
証券投資信託に係る配当所得	1,000万円以下の場合	1 パーセント	0.8 パーセント
	1,000万円を超える場合	0.5	0.4
一般外貨建等証券投資信託の収益分の分配に係る配当所得	1,000万円以下の場合	0.5	0.4
	1,000万円を超える場合	0.25	0.2
その他の配当所得	1,000万円以下の場合	2	1.6

	1,000万円を 超える場合	1	0.8
--	-------------------	---	-----

- (7) 平成20年度から平成28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、その5分の3に相当する金額を、所得割の額から控除するものとするものとします。(附則第5条の2関係)
- (8) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、税率を7.2パーセント(改正前9パーセント)に改めることとします。(附則第17条の6関係)
- (9) 長期譲渡所得の課税の特例について、平成19年度から、税率を3パーセント(改正前3.4パーセント)に改めることとします。(附則第18条関係)
- (10) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から、税率を次のとおり改めることとします。(附則第18条の2関係)

区 分	税 率	
	改 正 前	改 正 後
譲渡益が2,000万円以下の部分	2.7 パーセント	2.4 パーセント
譲渡益が2,000万円を超える部分	3.4	3

- (11) 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成19年度から、税率を次のとおり改めることとします。(附則第18条の3関係)

区 分	税 率	
	改 正 前	改 正 後
譲渡益が6,000万円以下の部分	2.7 パーセント	2.4 パーセント
譲渡益が6,000万円を超える部分	3.4	3

- (12) 短期譲渡所得の課税の特例について、平成19年度から、税率を次のとおり改めることとします。(附則第19条関係)

区 分	税 率	
	改 正 前	改 正 後
国 等 に 対 す る 譲 渡	3. 4 パーセント	3 パーセント
そ の 他 の 譲 渡	6	5. 4

- (13) 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を3パーセント(改正前3.4パーセント)に改めることとします。(附則第19条の2関係)
- (14) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を1.8パーセント(改正前2パーセント)に改めることとします。(附則第19条の2関係)
- (15) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、平成19年度から、税率を3パーセント(改正前3.4パーセント)に改めることとします。(附則第19条の4関係)
- (16) 平成18年度をもって、定率による税額控除を廃止することとします。(旧附則第23条関係)

## 2 市たばこ税

- (1) 市たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき321円引き上げることとします。(第85条及び附則第17条関係)
- (2) 旧3級品の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき152円引き上げることとします。(附則第17条関係)

(3) 平成18年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととします。(改正条例附則第4条関係)

### 3 その他

その他必要な規定の整備を行います。

上記2の改正は平成18年7月1日から、上記1(2)(退職所得に係る規定に限る。)の改正は平成19年1月1日から、上記1(2)(退職所得に係る部分を除く。), (3), (4)及び(6)から(10)までの改正は平成19年4月1日から、上記1(1)の改正は平成20年1月1日から、上記1(5)の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榎 本 頼 兼

### 京都市条例第3号

#### 京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第27条の4及び第27条の5を次のように改める。

#### 第27条の4及び第27条の5 削除

第27条の6第3項中「、第27条の4及び前2項」を「及び前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第27条の4」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第27条の4」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、法第314条の6の規定により控除すべき金額を控除する。

第28条第1項第1号中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第5項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「もの」の右に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けすることができるもの」を加える。

第32条の5第4項前段中「（法第321条の5第4項前段に規定する郵便局を含む。）」を削る。

第37条の2を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第37条の2 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第69条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第5号中「若しくは身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設若しくは障害者自立支援法による障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム」に改める。

第85条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

附則第4条の4第1項中「第27条の4」を「第27条の6第1項」に改め、同条第2項中「第27条の6第3項」を「第27条の6第4項」に、「前2項」を「前3項」に改める。

附則第4条の5第1項中「附則第4条第1項本文」を「附則第4条第8項本文」に、「同条第8項において準用する同条第1項」を「同項」に改め、同条第2項本文中「附則第4条第3項本文」を「附則第4条第10項本文」に改め、同条第3項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第5条第1項中「附則第4条の2第1項本文」を「附則第4条の2第8項本文」に、「同条第8項において準用する同条第1項」を「同項」に改め、同条第2項本文中「附則第4条の2第3項本文」を「附則第4条の2第10項本文」に改め、同条第3項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、

所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条

の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき金額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第4項の規定の適用については、同項中「前3項」とあるのは、「前3項並びに附則第5条の2第1項」とする。
- 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法附則第5条の4第8項に定めるところにより、第1項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出した場合に限り、適用する。

附則第6条を次のように改める。

（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第6条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第37条及び第37条の2の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第37条の5及び第37条の10第1項の規定の適用については、これらの規定中「第37条の2」とあるのは、「第37条の2並びに附則第6条第1項」とする。

附則第17条第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第17条の6第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に、「同条第5項において準用する同条第1項」を「同項」に改め、同条第2項



中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「又は附則第4条の4」を「並びに附則第4条の4及び第5条の2」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第4項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改める。

附則第18条第1項中「附則第34条第1項前段」を「附則第34条第4項前段」に、「法附則第34条第4項において準用する同条第1項前段」を「同項前段」に改める。

附則第18条の2第1項中「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に、「附則第34条第1項前段」を「附則第34条第4項前段」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に改め、同条第3項中「第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第18条の3中「において準用する同条第1項」を削る。

附則第19条第1項中「附則第35条第1項前段」を「附則第35条第5項前段」に、「同条第5項において準用する同条第1項前段」を「同項前段」に、「第3項」を「同条第7項」に改める。

附則第19条の2第1項中「附則第35条の2第1項前段」を「附則第35条の2第6項前段」に、「附則第35条の2の6第7項において準用する同条第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に、「附則第35条の2第9項において準用する同条第1項前段」を「附則第35条の2第6項前段」に、「附則第35条の2の3第4項において準用する同条第1項」を「附則第35条の2の3第4項」に改め、同条第3項前段中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改め、同項後段中「附則第35条の2の6第7項において準用する同条第2項」を「附

則第35条の2の6第8項」に、「同条第1項」を「同条第7項」に改め、同条第4項中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改める。

附則第19条の2の2第1項中「同条第1項各号」を「同項各号」に、「附則第35条の2の2第1項」を「附則第35条の2の2第5項」に改め、同条第2項中「附則第35条の2の2第2項」を「附則第35条の2の2第6項」に、「同条第5項において準用する同条第2項」を「同項」に改め、同条第3項中「附則第35条の2の2第3項」を「附則第35条の2の2第7項」に改める。

附則第19条の2の3中「附則第35条の2の4第1項」を「附則第35条の2の4第4項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に、「同条第1項に規定する」を「同条第4項に規定する」に、「において準用する同条第1項又は第2項」を「又は第5項」に改める。

附則第19条の3第1項中「附則第35条の3第1項」を「附則第35条の3第11項」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に、「附則第35条の3第11項において準用する同条第3項」を「附則第35条の3第13項」に改め、同条第6項中「附則第35条の3第8項」を「附則第35条の3第18項」に改め、同条第7項中「附則第35条の3第9項」を「附則第35条の3第19項」に改める。

附則第19条の4第1項中「附則第35条の4第1項前段」を「附則第35条の4第4項前段」に、「附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に、「附則第35条の4第4項において準用する同条第1項前段」を「附則第35条の4第4項前段」に改め、同条第3項前段中「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改め、同項後段中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に、「同条第1項」を「同条第7項」に改め、同条第4項中「附則第35条の4の2第1項」を「附

則第35条の4の2第7項」に改める。

附則第23条を削り、附則第24条を附則第23条とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第85条及び附則第17条の改正規定並びに附則第4条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第69条の改正規定 平成18年10月1日
- (3) 第28条第5項、第37条の2及び附則第6条の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第32条の5の改正規定 平成19年10月1日
- (5) 第27条及び第28条第1項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 平成20年1月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第27条の3及び第27条の6第1項の規定は、平成19年度分の個人の市民税から適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例の規定中分離課税に係る所得割（改正後の条例第36条の規定により課する所得割をいう。以下同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、

この条例による改正前の京都市市税条例附則第23条第2項の規定は、適用しない。

- 3 改正後の条例第27条の規定は、平成20年度分の個人の市民税から適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第12条の規定の適用がある者には、同条に規定するところにより、当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

- 2 前項の規定は、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、改正法附則第12条第3項に定めるところにより、同条第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合（当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（市たばこ税に関する規定の適用区分）

第4条 平成18年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のために所持する卸売販売業者等（改正後の条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売

業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を指定日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして，市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし，次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に定める製造たばこを除く。） 1, 000本につき321円

(2) 改正後の条例附則第17条第2項に規定する紙巻たばこ 1, 000本につき152円

3 前項に規定する者は，同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに，同項の規定による市たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数，当該本数により算定した市たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に，市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は，平成19年1月4日までに，当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には，前3項に規定するもののほか，次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて，改正後の条例の規定中市たばこ税に関する部分（改正後の条例第86条，第88条，第89条及び第92条の規定を除く。）を適用する。

第9条第1項第2号及び第3号	第88条第1項若しくは第2項	京都市市税条例の一部を改正する条例（平成18年6月9日京都市条例第3号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第4条第
----------------	----------------	--

		3項
第84条第2項	前項	平成18年改正条例附則第4条第2項
第90条第1項	第88条第1項又は第2項の規定により申告書	平成18年改正条例附則第4条第3項の規定により申告書
	第88条第1項又は第2項の規定により申告納付する	平成18年改正条例附則第4条第3項及び第4項の規定により申告納付する
第90条第2項	第88条第1項若しくは第2項	平成18年改正条例附則第4条第3項
第93条第2項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成19年1月4日前である場合には、同日）

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第92条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第88条の規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（その他の経過措置）

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第5

号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第4項前段中「第27条の6第3項」を「第27条の6第4項」に改め、同項後段中「第27条の6第3項」を「第27条の6第4項」に、「第27条の4及び前2項」を「及び前3項」に改める。

(理財局税務部主税課)